

「住まい」と「サービス」をつなぐケアマネジメント

○ 訪問介護等の居宅サービスの利用者に対するケアマネジメントについて、介護支援専門員の果たす役割は大きい。①利用者の能力への配慮、②利用者の選択に基づくサービス提供、③特定の事業者の偏ることのない事業実施が求められる。



○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)
(基本方針)

第一条の二 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 (略)

特定施設入居者生活介護等のイメージ

制度の概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者・要支援者を対象として行われる、**日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話**のことであり、介護保険の対象となる。
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム
 - ② 軽費老人ホーム(ケアハウス)
 - ③ 養護老人ホーム※「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

特定施設入居者生活介護

住宅事業者＝介護事業者

包括報酬(要介護度別に1日当たりの報酬算定)
： 自己負担1割、保険給付9割



特定施設が介護を実施

特定施設

- ・有料老人ホーム
(サービス付き高齢者向け住宅で該当するものを含む。)
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

特定施設入居者生活介護の概要【人員・設備基準】

人員基準

職種	配置基準	備考
管理者	原則専従1名	・専従(支障がない場合は、施設内、同一敷地内の施設の他職務に従事可)
生活相談員	利用者:職員=100:1	・1人以上は常勤
看護職員・介護職員	利用者:職員=3:1	・要支援1の場合は10:1
看護職員 (看護師・准看護師)	利用者30人以下	・1人以上は常勤
	利用者31人以上	・1人以上は常勤
介護職員	1人以上	・要支援者に対しては、宿直時間帯は例外 ・1人以上は常勤
機能訓練指導員	1人以上	・兼務可能
計画作成担当者(介護支援専門員)	1人以上	・専従(支障がない場合は、施設内の他職務に従事可)

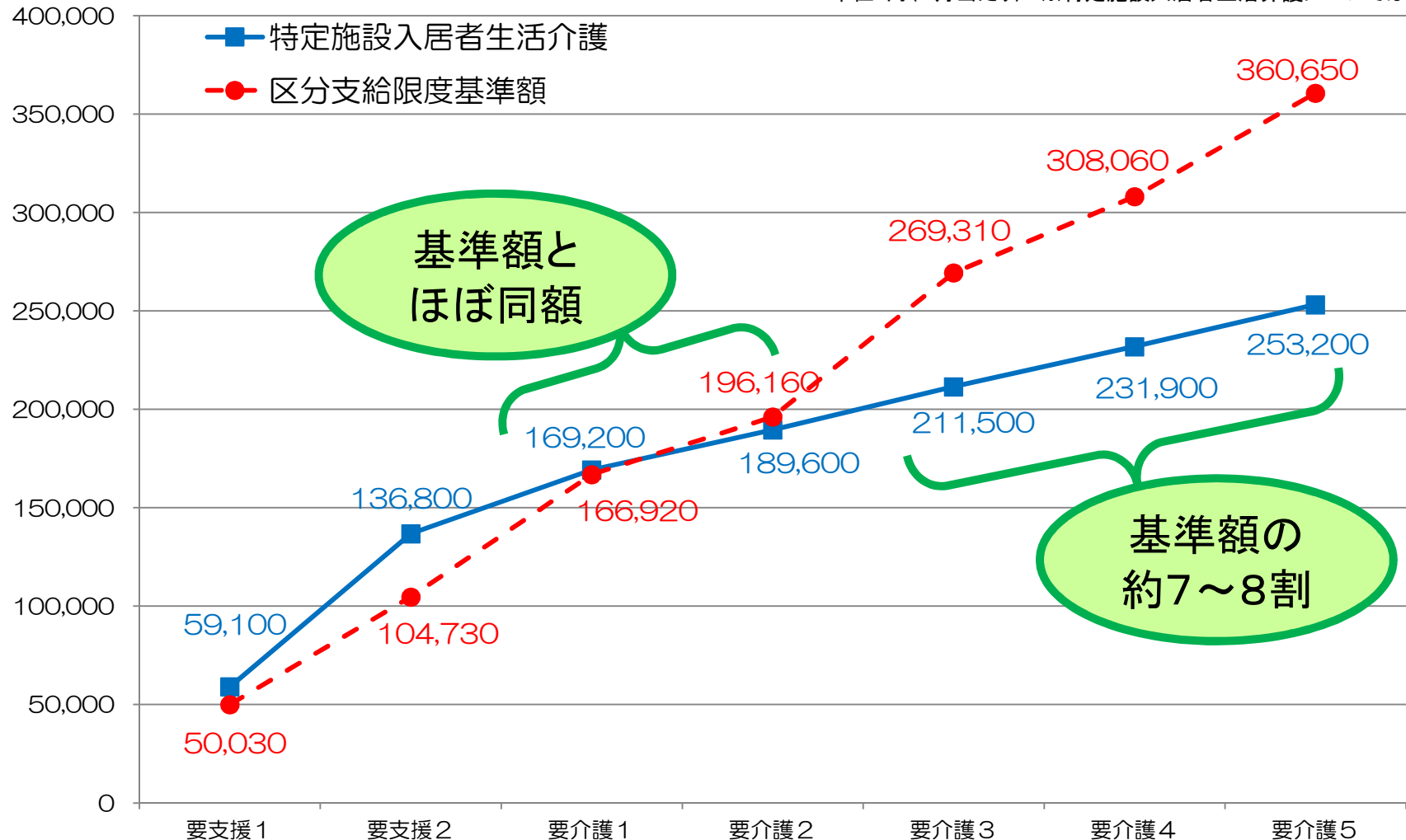
設備基準

設備基準	
建物	・耐火建築物 ・準耐火建築物
建物内の居室	
介護居室	・原則個室 ・プライバシー保護 ・介護を行うために適当な広さ ・地階設置の禁止 ・避難上有効な出入口の確保
一時介護室	・介護を行うために適当な広さ
浴室	・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること
便所	・居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること
食堂	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること
機能訓練室	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること
バリアフリー	・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること
防災	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

介護サービス種別毎の利用額の比較 (1単位=10円単価で換算)

- 特定施設入居者生活介護(内付けサービス)は1日あたりの利用額が設定されているが、居宅サービス(外付けサービス)の場合は、区分支給限度基準額の範囲内において、必要に応じて利用額が決まる。
- 従って、居宅サービスを多く利用する高齢者については、介護度が高くなるにつれて、特定施設入居者生活介護を利用する場合に比べて、利用者負担・自治体における介護報酬の負担が大きくなる可能性がある。

単位:円(1月当たり) ※特定施設入居者生活介護については30日分で計算





6 高齢者向け住まいの運営に対する行政支援

有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅

- サービス付き高齢者向け住宅の事業者が、有料老人ホームの要件となっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを「住宅事業の一部として」実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」に該当することとなる。
- 住宅事業者の希望の有無にかかわらず、上記4サービスのどれか一つでも提供していれば、その住宅は有料老人ホームとなり、老人福祉法の指導監督の対象となる。



実際の登録情報 (H26.3末時点)

	提供する	提供しない
状況把握・生活相談サービス	100%	—
食事の提供サービス	94.7%	5.3%
入浴等の介護サービス	47.3%	52.7%
調理等の家事サービス	50.4%	49.6%
健康の維持増進サービス	59.5%	40.5%

※ 併設施設等からサービスが提供されているケースが含まれている場合がある。

老人福祉法に基づく改善命令・罰則のスキーム

有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)については、福祉の見地から、老人の福祉を損なうものであると認められるときには行政庁が介入する必要があるため、老人福祉法において改善命令の規定が置かれている。

老人福祉法(昭和38年法律第133号)

第29条

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が①第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、②入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他③入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

手続違反の改善

手続上の違反行為が認められた場合

帳簿の作成・保存(第4項)

情報の開示(第5項)

権利金の受領禁止(第6項)

前払金の保全措置(第7項)

前払金の返還契約(第8項)

入居者の処遇改善

処遇に関する不当な行為や利益を害する行為が認められた場合

「高齢者虐待」

(高齢者虐待防止法
第2条第5号の定義)

- 身体に外傷が生じる(おそれのある)暴行
- 減食・長時間の放置
- わいせつな行為
- 暴言・拒絶的な対応など心理的外傷を与える言動
- 財産の不当な処分や、不当な財産上の利益の獲得

入居者の保護

入居者を保護する必要性が認められた場合

命令に従わなかった場合の罰則
6月以下の懲役 または 50万円以下の罰金

サービスの内容に応じた指導監督スキーム

○ 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅(現状では約95%のサービス付き高齢者向け住宅が該当)に対しては、老人福祉法の規定に基づき、入居者の保護を図るための改善命令などを行うことが可能となっている。

